

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者募集に対する質問への回答

| No | 公募資料名称 | 項  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名                                      | 質問   | 回答  |
|----|--------|----|-----|-----|-----|--|--|---|
| 1  | 募集要項   | P2 | 第3  |     | イ   | 営業業務                                     | 営業業務のうち「需要家への営業」とは具体的にどのような行為・活動を指しているのか。岡崎市庁舎内の各部局に対する価格交渉や部局間の価格調整について、事業会社の資本の過半を占める市役所がありながら、マイナー出資により事業運営を担っている民間企業が要員を派出した上で「営業」という名のもとに具体的な価格交渉等を行うということか。                        | 需要家に対する営業とは、需要家候補の探索、提案、価格交渉、契約締結等の一般的な営業行為を指しております。市役所内の各部局との個別の営業は想定しておらず、将来的に業務拡大することになった場合等に必要となる外部への営業活動を指しています。   |
| 2  | 募集要項   | P3 | 第3  |     | エ   | 財務に関する業務                                 | 財務に関する業務のうち、長期借入金の調達および財務戦略について、新会社のクレジットでは不足する場合は、筆頭株主たる岡崎市がその担保供出または保証を行うと言う解釈でよいか。  | 市が一方的に担保や保証を負うものではなく、合弁契約書作成過程での出資会社間の協議事項とします。   |
| 3  | 募集要項   | P3 | 第4  | (1) | ア   | 構成企業・協力企業・代表企業                           | 複数の企業により構成されるグループで応募する場合、「協力企業」なしに、複数の「構成企業」のみからグループを構成することは可能という認識で間違いはないか。また、構成企業から再委託を受ける企業は応募者に含まれないとの認識で間違いはないか。  | 構成企業のみからグループを構成することは可能です。また再委託を受ける企業についてはご理解の通りです。  |
| 4  | 募集要項   | P3 | 第4  | (1) | ア   | 構成企業・協力企業・代表企業                           | 税理士や会計監査人などの委託先は、応募者(協力企業)には含めないという理解でよいか。   | ご理解の通りです。   |
| 5  | 募集要項   | P4 | 第4  | (3) |     | 需給管理・調整業務を担う応募者(構成企業及び協力企業を含む)に関する参加資格要件 | 地域電力会社以外の小売電気事業者に対して受給管理・調整業務を提供している場合、参加可能か。可能な場合、様式2-4の記入については構成企業もしくは協力企業の欄に○をつけて申請すればよいか。  | 募集要項本文 4公募に関する条件 (3)ア～エのいずれかに該当していれば、参加は可能です。様式2-4について、一社のみで応募する場合は代表企業欄のみに○を記入してください。複数社で応募する場合は、構成企業欄もしくは協力企業欄に○を記入していただくとともに、代表企業となる企業は代表企業の欄にも○を記入してください。 |
| 6  | 募集要項   | P5 | 第5  | (1) | ア   | 新電力会社の設立                                 | 新会社について、以下事項に関する制限や条件はあるか。<br>・決算期<br>・新会社の役員(取締役および監査役)の員数および派出の考え方<br>・常勤社員の要否   | 現時点では特に制限や条件を設けていません。   |
| 7  | 募集要項   | P5 | 第5  | (1) | ア   | 新電力会社の設立                                 | 市議会の関与または市議会への報告あるいは付議に関して、新会社が支援または関与あるいは協力ならびにその他業務が発生する場合の、業務内容および業務発生時期、業務負荷・負担量をご教示いただきたい。  | 現時点では詳細な業務内容は未定です。毎年度、市議会へ決算を報告する義務はありますが、報告は市が責任をもって行うものであり、パートナー事業者に大きな負担を強いるものではありません。   |
| 8  | 募集要項   | P5 | 第5  | (1) | イ   | 新電力会社の設立                                 | 令和元年12月に優先交渉権者が決定される中で、令和2年3月末までに完了させるべきは「新会社の設立および小売電気事業者の登録申請」であって、小売電気事業者の登録完了(ライセンス取得)、地域送配電事業者およびOCCTOとの託送・接続契約等の締結、再エネ賦課金の納付に関するGICとの契約・登録を完了させて、翌4月1日からの事業開始を求めるものではない、という理解でよいか。 | ご理解の通りです。   |
| 9  | 募集要項   | P5 | 第5  | (1) | イ   | 新電力会社の設立                                 | 令和2年3月末までに小売電気事業者の登録申請を完了させることとあるが、同期日までに『登録完了(小売ライセンス取得)』は求められていないという認識で間違いはないか。  | ご理解の通りです。   |
| 10 | 募集要項   | P5 | 第5  | (2) | ウ   | 設立形態について                                 | 会計監査人設置会社としないことを事業者提案として認めるとの認識でよいか。   | 会計報告業務の信頼性、透明性を充実させることは、コストをかけてでも実施する必要のある事項として認識しており、会計監査人設置会社としないことは認めません。  |
| 11 | 募集要項   | P5 | 第5  | (4) |     | 出資金・資本構成について                             | 市が指定する地域金融機関の出資について、出資の有無・比率等の決定時期はいつ頃を予定しているか。  | 地域金融機関内での検討に係る内容であるため、現時点で決定時期は未定ですが、新電力会社の設立に支障をきたさない時期までには決定されるものと見込まれます。   |

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者募集に対する質問への回答

| No | 公募資料名称 | 項  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名           | 質問  | 回答  |
|----|--------|----|-----|-----|-----|---------------|---|---|
| 12 | 募集要項   | P5 | 第5  | (4) |     | 出資金・資本構成について  | 代表取締役は、何方を想定しているか。<br>取締役の役員数や代表者は、選定事業者と協議の上で決めていくのか。  | 代表取締役も含め、取締役の役員数や代表者は、協議の上決定する予定です。   |
| 13 | 募集要項   | P5 | 第5  | (5) |     | 資金調達について      | 「運転資金などの調達先は市が指定する地域金融機関等と協議を行い決定すること」とあるが、長期借入金の調達および財務戦略についても、市中調達を前提とするのか。または事業パートナーたる民間企業のコーポレートファイナンスから新設会社に貸し付けることも是認されるのか。 | 優先交渉権選定後に、地域金融機関を含めて協議を行うことを想定しています。  |
| 14 | 募集要項   | P5 | 第5  | (5) |     | 資金調達について      | 岡崎市の電気料金の支払い条件(締日、支払日)をご教示いただきたい。   | 以下の条件で提案書の作成をお願いします。<br>・締日は毎月末日。<br>・支払日は翌月末払。   |
| 15 | 募集要項   | P5 | 第5  | (6) |     | 電力の調達・供給について  | 事業計画を策定するにあたり、現行の市有施設の「買電単価」と廃棄物発電施設の「売電単価」のバランスが重要になるが、岡崎市の基本方針として、前者の増加あるいは後者の削減を是認されるか。  | 事業者選定基準を参照してください。   |
| 16 | 募集要項   | P5 | 第5  | (6) |     | 電力の調達・供給について  | 岡崎市の買電単価および売電単価の改定について、想定される改定のタイミング(時期)および改定を可能とする条件をご教示いただきたい。  | 現時点では未定ですが、地域電力小売事業者の経営状況及び市場価格等を考慮の上、協議に基づき決定することを想定しています。   |
| 17 | 募集要項   | P5 | 第5  | (6) |     | 電力の調達・供給について  | 新電力会社の事業継続にあたり必要な岡崎市の買電単価および売電単価の改定については、パートナー企業が各施設と個別に価格交渉を行い設定するということか。  | 地域電力小売事業者の経営状況及び市場価格等を考慮の上、協議に基づき決定することを想定しており、各施設との個別交渉は基本的に必要ありません。   |
| 18 | 募集要項   | P6 | 第5  | (7) |     | 利益活用の方針について   | 「利益の4割を市に寄附し、残りをパートナー事業者が活用する」とあるが、残6割の全額の用途は再エネ導入等による市内CO2削減に資する活用に限定される、という理解でよいか。  | 寄附控除後の利益活用に関しては、募集要項及び選定基準の内容を踏まえた上で応募者にご提案をお願いします。   |
| 19 | 募集要項   | P6 | 第5  | (7) |     | 利益活用の方針について   | 再エネ普及に関して、新会社が再エネ設備(資産)を保有し、その再エネ電力を新会社が供給する電力として利用するということか。  | 固定資産規模の極力最小化を謳っており、新会社での資産保有を前提としてはおりません。   |
| 20 | 募集要項   | P6 | 第5  | (7) |     | 利益活用の方針について   | 還元する利益は営業利益もしくは税引き後の利益か。また寄附割合の4割は確定か。  | 提案書においては還元する利益は税引前とし、その4割を寄附額とすることを前提とします。ただし残りの6割をパートナー事業者で活用する際は、その6割から税を差引いた上で利益活用計画を作成してください。実際の寄附割合の最終決定は、地域電力小売事業者の意思決定を行う会議体で決定するものとします。 |
| 21 | 募集要項   | P6 | 第5  | (7) |     | 利益活用の方針について   | パートナー事業者が活用する事業への充当割合は6割と読めるが、確定か。  | 充当割合の最終決定は、地域電力小売事業者の意思決定を行う会議体で決定するものとします。   |
| 22 | 募集要項   | P6 | 第5  | (8) | イ   | 予想されるリスクと責任分担 | 応募者が負担すべきリスクのうち、本仕様書を公示するにあたって岡崎市として認識されているリスクを列挙いただきたい。  | 審査項目の一つであるため、回答を差し控えます。   |

岡崎市地域電力小売事業パートナー事業者募集に対する質問への回答

| No | 公募資料名称  | 項      | 大項目  | 中項目 | 小項目 | 項目名          | 質問  | 回答  |
|----|---------|--------|------|-----|-----|--------------|---|---|
| 23 | 募集要項    | P6     | 第6   | (1) |     | 電力小売に関して     | 事業計画を策定するにあたり、事業開始(供給開始)時期を明確にしたいため、以下の情報を開示いただきたい。<br>・施設ごとの切替え可能となる時期<br>・既存供給事業者との特約条項<br>・解約に関する違約金条項の有無<br>・違約金条項があり、本条項の発効が避けられない場合の負担は、現行の契約当事者たる市として解釈してよろしいか。<br>・その他切替えにあたっての条件 | 募集要項 11参考資料にて配布予定の資料にて、施設別電力契約に関する契約条件等を開示します。<br>違約金条項がある契約については、違約金条項に抵触してまで切替える意向はありません。そのため、違約金条項に抵触しないように小売開始時期を設定してください。なお違約金条項の発効が避けられない場合、市単独ではその負担を負わないものとします。 |
| 24 | 募集要項    | P6     | 第6   | (1) |     | 電力小売に関して     | 新会社の主要かつ筆頭株主である岡崎市が、本事業会社の販売先となるべきところを10年間の購入努力としている事(他社からの電力供給の余地を残し、それを明文化して宣言する事)は利益相反ではないか。   | 新電力会社から電力を購入することを前提としていますが、10年の間に大規模改修や再配置等により電力を購入できない事態が起こる可能性があることも踏まえ、このような記載としています。  |
| 25 | 募集要項    | P11    | 第9   | (2) |     | 優先交渉権者の通知・公表 | 優先交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者について通知し、審査結果及び審査講評はホームページに掲載するとありますが、通知内容、ホームページに記載される内容の程度をご教示いただきたい。また、優先交渉権者決定から通知・ホームページ掲載までの時間軸をご教示いただきたい。   | 応募者へは採否の結果および簡潔な審査講評を通知する予定としています。ホームページへの掲載内容についても同様の内容を予定しています。優先交渉権者と次点交渉権者の選定結果は、選定後一週間以内を目処に準備ができ次第通知・掲載します。   |
| 26 | 募集要項    | P11    | 第9   | (2) |     | 優先交渉権者の通知・公表 | 岡崎市の想定されている「優先交渉権者との協議が不調となる事由」を列記いただきたい。   | 優先交渉権者との協議において合意形成が得られなかった場合等が挙げられます。   |
| 27 | 募集要項    | P11    | 第9   | (3) |     | 次点交渉権者との協議   | 万が一、優先交渉権者との協議が不調に終わり、次点交渉権者との協議に移行するような事態となった場合、新会社設立および事業開始の時期については、必要な時間的猶予が認められ、再スケジュール化される余地があると認識してよいか。   | ご理解の通りです。   |
| 28 | 募集要項    | P12    | 第11  |     |     |              | 参考資料としての電子情報の電力需要に関する情報に、現契約に基づく全対象施設の料金単価や月別金額や月別の電力量は含まれているか。<br>様式4-10に開示されている請求金に燃料調整費、賦課金は含まれているか。   | 参考資料「電力小売予定先公共施設の電力需要に関する情報」に、現契約に基づく全対象施設の料金単価や月別金額や月別の電力量は含まれております。<br>上記資料および様式4-10に開示される請求金額には、燃料調整費、賦課金は含まれていません。  |
| 29 | 募集要項    | 該当なし   | 該当なし |     |     |              | 本事業は、有期事業であるか、または無期事業であるか。  | 設立形態は株式会社であり無期事業となりますが、一旦の事業期間は10年間を想定しています。  |
| 30 | 事業者選定基準 | P4     | 第3   | (3) | ア・イ | 内容点審査        | 基礎項目審査について、すべての審査項目の基礎項目評価を満たした提案書を合格とするとあります。何を以て「基礎項目評価を満たす」と判断されるのでしょうか。100点満点の取得でしょうか？または、90点であっても各項目5点のうち(1~4点)得点があればよいか。  | 基礎項目評価では該当項目内容について十分な記載があれば5点、記載がなければ0点とし、100点満点を取得した場合を「基礎項目評価を満たす」とします。   |
| 31 | 事業者選定基準 | P7     | 表5   | イ   |     | 効果点算出式       | 本算出式においては、FIT契約にて小売する太陽光等の電力についても再生可能エネルギーと位置づけられるか。  | 特別措置法第二条4項に定める電気のエネルギー源に記載がある電源であっても、FIT契約に基づき小売する場合は、再生可能エネルギーとして位置づけることはできません。  |
| 32 | 事業者選定基準 | P7     | 表5   | エ   | ※4  | 効果点算出式       | パートナー事業者選定基準P7※4の計算式の分子は「現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分」か。   | ご理解の通りです。選定基準を修正します。  |
| 33 | 様式集     | 様式2-4  |      |     |     |              | 「参加資格を証する書類」とは、何を提出すればよいか。  | 募集要項本文 4公募に関する条件 (3) ア~エを説明できる書類等(会社概要、サービス提供実績、事業報告書、小売事業のライセンス取得状況を示す資料など)の提出をお願いします。   |
| 34 | 様式集     | 様式4-10 |      |     |     |              | 「事業実施に伴う効果(経済側面)」シートの施設分類4および5はどちらも「市役所東駐車場」とあり、契約電力・供給電力量が同じ値だが、重複しているか。   | ご指摘の通り重複しており、No4が正しい数値となります。様式集を修正します。  |